

産業廃棄物収集運搬業許可証

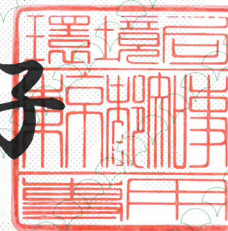
住所 東京都足立区竹の塚二丁目32番17号

氏名 有限会社丸保商店
代表取締役 伊藤 憲幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 12月 15日

許可の有効年月日 令和 6年 12月 14日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上16種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定条件は裏面のとおり）

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上7種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都足立区竹の塚二丁目32番17号

(2) 東京都足立区神明南一丁目14番23号

3 許可の条件

(1) 2 (1) の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

2 (2) の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 元年 12月 15日 新規許可

令和 元年 12月 15日 更新許可 第6回

令和 2年 4月 28日 変更届 保管容量の減少

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無 (裏面あり)



7 積替え保管施設

(1) 東京都足立区竹ノ塚二丁目32番17号

積替え保管面積：172.88㎡

最大保管高さ：0.9m

産業廃棄物の種類	保管量	
がれき類	200Lドラム缶1個	0.20 m ³
	合計保管量	0.20 m ³

(2) 東京都足立区神明南一丁目14番23号

積替え保管面積：340.26㎡

最大保管高さ：1.35m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	20Lペール缶 1個	0.02 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	20Lペール缶 1個	0.02 m ³
廃油	200Lドラム缶 1個	0.20 m ³
廃油、廃酸、廃プラスチック類、金属くず（廃塗料類に限る。）	200Lドラム缶 1個	0.20 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（いずれも石綿含有産業廃棄物を含む。）	フレコンバック 1個	1.00 m ³
	合計保管量	1.44 m ³

(以下余白)